

事業契約書（案）別紙に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「事業契約書（案）別紙」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
001	055	2				14				終了期間に関し、第104条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による終了日のいずれか早い時点までの期間となっています。3番目の維持管理等期間の終了日との表現の違いをご教示下さい。	ご指摘を踏まえ、維持管理等期間の定義を「施設維持管理等業務開始日から第104条に定める本契約期間の終了日又は本契約の解除による終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。」と修正いたします。
002	055	2				24				直接建設業務を受託し又は請け負う者の[]の数は事業者提案により適宜増やしてよろしいですか？（15、27、29、48についても同じ質問）	ご理解のとおりです。落札後、契約協議段階で具体的な企業名を記載する予定です。
003	055	2				25				建設工事費相当額には、工事監理費を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、工事監理業務費相当額も含まれます。
004	058	2				56				入札説明書等に関し、「等」には競争的対話の議事録は含まれないのでしょうか。	入札説明書等の「等」には、事業者別対話の議事録は含まれません。仮に、事業者別対話の結果、入札説明書及び入札説明書別添資料の記載変更が生じた場合には、入札説明書及び入札説明書別添資料を修正のうえ、公表いたします。
005	066	6			第1	1	(3)			「それらの使用する一切の第三者」とは、「建設協力企業の全ての下請業者」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
006	066	6			第1	1	(3)			「再調達価格」とは、「建設工事費相当額」との理解でよろしいでしょうか。	再調達価格となります。
007	067	6			第2					「施設維持管理等業務等にかかる保険」にある要件は、独立採算業務である利便施設運営業務は対象ではなく、提案価格を構成する「施設維持管理業務」が対象という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。「第2 施設維持管理等業務等にかかる保険」を「第2 施設維持管理業務にかかる保険」に修正いたします。
008	067	6			第2		(3)			警備業務に係る賠償責任保険は、被保険者が警備業者に限定されており、甲及び乙を被保険者とすることができませんので、付保条件内容を「被保険者は、保険会社の引受けが不可能である場合を除き、甲、乙、維持管理協力企業等及びそれらの使用する一切の第三者とする」に変更いただけませんか。	ここでは、いわゆる「施設賠償責任保険」や「企業総合賠償保険」等を対象としています。ご質問にある警備業者賠償責任保険は、別個のものとしてご提案ください。
009	071	9				1				「乙は、第78条に基づき協力企業の追加又は変更を行うおとすときは、」と記載されていますが、「応募者を構成する構成員、協力企業」がここに記載の「協力企業」である場合にも、変更が可能なのでしょうか。	甲が承諾した場合のみに限ります。
010	073	10			第1					「具体的な内容を規定した施設整備モニタリング実施計画書について、甲と乙が協議の上、甲が定めるものとする」とありますが、実施計画書は甲乙協議の上、市が策定、作成するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、甲が策定しますが、詳細部分については乙のセルフモニタリング計画等と整合を図りながら策定することになります。
011	073	10			第2	1	(2)			モニタリングの実施期間に関し、事業契約締結後から、期工事対象施設の開院日ではなく、引渡し完了日ではないでしょうか。	事業契約書(案)別紙10「第2-1-(9) その他建物引渡し後の必要対応(P76)」に示すとおり、建物引渡し後から開院までの期間についても乙側に必要な対応を求めていますので、期工事対象施設の開院日までとしております。
012	076	10			第2	1	(8)			速やかに検収を行うとありますが、その結果を確認できる検収書等が発行されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
013	076	10			第2	1	(9)			建物引渡し後に行った市の整備・移設業務に対応したセルフモニタリングの費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。また、改修等が必要な場合も市の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段については開院前に別途市が整備・移設する医療機器、医療情報システム等の全てが設置及び調整された状態で、乙が整備した建物が正常に稼動することを確認して頂くことを求めていますので、乙の負担で実施してください。後段については、乙に帰責性がある場合においては事業契約書(案)第59条及び第69条等の各種規定により処理されることとなります。それ以外については甲が費用負担します。
014	076	10			第2	1	(9)			建物引渡し後の必要対応として、設置後の機器類の稼動確認も必要になるのでしょうか。	別途市が整備・移設する医療機器、医療情報システム等の全てが設置及び調整(稼動確認)については市が実施します。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号			その他
015	076	10			第2	2				施設整備モニタリングについては、市が行うモニタリングと事業者が行うセルフモニタリングの両方が含まれており、それぞれ両者が担当分を負担するのではないのでしょうか。	乙が要する費用に関する規定です。したがって、甲が要する費用は甲が負担します。
016	078	11			第1					「具体的な内容を規定したモニタリング実施計画書について、甲と乙が協議の上、甲が定めるものとする」とありますが、実施計画書は甲乙協議の上、市が策定、作成するとの理解で宜しいのでしょうか。	ご理解のとおり、甲が策定しますが、詳細部分の各種設定については業務仕様書、業務マニュアル、乙のセルフモニタリング計画等と整合を図りながら策定することになります。
017	078	11			第2	1	(1)			「維持管理段階における課題、是正策等を甲・乙双方で一体となって協議する場としても位置づけるものとする」とありますが協議する場とは具体的にどのような会議体等を指しているのかご教示下さい。	当該規定は維持管理等モニタリングの目的を示したものですので、本書に示す、全ての会議体が該当します。
018	079	11			第2	1	(4)			文中の(6)は(7)の誤りではないでしょうか。	ご指摘のとおり、誤記です。当該規定を修正いたします。
019	080	11			第2	1	(6)			委員会の出席予定者について、ご教示ください。	あくまで現時点での想定ですが、市側の各委員会への出席者としては、「定期モニタリング委員会」は、現場で従事する医師、看護師、コメディカル、施設管理の事務職員、事務局担当で構成し、「事業評価委員会」は市及び病院幹部で構成することを考えております。「事務局連絡会議」については、事務局担当+ を想定しております。 乙側の各委員会への出席者としては、「定期モニタリング委員会」は、マネジメント責任者は必須としますが、その他については事業契約書(案)別紙11のP78「第2-1-(1)目的」に示す、規定を踏まえた上で、基本的には事業者側のご判断によりますが、必要に応じて出席者を市が求めることもございます。 「事業評価委員会」については基本的に甲が開催する委員会となりますが、必要に応じて乙の職員に出席を求めることもございます。「事務局連絡会議」については基本的に事業者側のご判断に委ねます。
020	080	11			第2	1	(6)			事務局連絡会議について、毎月2回開催とありますが、安定稼働の状態が継続していれば毎月1回開催でも十分と考えられることから、原則として等を加えていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、「原則として」を追記します。
021	080	11			第2	1	(6)			「定期モニタリング委員会」「事業評価委員会」「事務局連絡会議」の想定メンバー(市側及び事業者側)についてご教示願います。	(質問 019参照)
022	081	11			第2	1	(8)			第三者の責めに多分に帰すべき事由による事象や、要求水準等未達とは判断し難い事象等が発生した場合は、甲として乙に対応等を求めることができるとありますが、対応に伴い費用が発生した場合は、別途増額をご検討いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	求める対応等の内容によっては、別途増額を検討せざるを得ない場合もあると考えますが、基本的には、サービス対価の増減を伴わずに実施できる対応等を検討し、その実施を求めることを考えています。 なお、当該規定は、必ずしも乙に全く責任がない事象に対する対応を規定したものではない点は、ご理解ください。 特に後段の規定の趣旨としては、乙の責に少なからず起因すると考えられ、かつ標準環境不提供者事象又は要求水準未達とまでは言えない軽微な事象であって、乙に対応を求める必要があると判断され得る事象が生じた場合に、甲が乙に注意喚起し対応を要請することで、フレキシビリティを確保した、実態に則した運営が可能になると想定しております。
023	082	11			第2	2	(1)	7		モニタリングの種別の表の中で「甲及び乙の協議の上、「施設環境基準」を甲が決定する」「甲及び乙の協議の上、「業務評価基準」を甲が決定する」と記載されていますので、「施設環境基準」「業務評価基準」は落札後に詳細が決まるもので、入札提案前には具体的に示されないという事でしょうか?	施設計画及び各業務の詳細計画が確定してない現時点で具体的な基準等を確定することはできませんので、ご理解のとおりです。
024	082	11			第2	2	(1)	7		判断又は評価の基準である「施設環境基準」及び「業務評価基準」の設定時期についてご教示願います。	「施設環境基準」及び「業務評価基準」の詳細は維持管理等モニタリング実施計画書において規定されることから、事業契約書(案)第92条2項に規定する通り、施設維持管理等業務開始予定日の[6]月前までに設定することになります。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
025	084	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 3)	標準環境不提案の原因が複数の業務に起因する場合、主な原因となった一業務にのみPPが付与されるこの理解でよろしいでしょうか。	主な原因となった業務にPPの付与を限定しますが、事象によっては一業務に限定しきれない場合もあろうと考えますので、「標準環境不提案事象の主な原因となった業務(複数の業務となる場合を含む)」としています。 なお、決してPPの付与を増やすことが目的ではなく、改善を図ることが目的ですので、実際の発生事象に応じて、合理的に判断することとなります。
026	084	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 4)	利用可能であることの報告を受けるまでの時間とありますが、誰から誰に報告するまでの時間かご教示ください。	乙から甲の職員へ報告するまでの時間と考えておりますが、甲から乙に対する通知及び乙から甲に対する報告の詳細ルールは、維持管理等モニタリング実施計画書の策定段階で、甲乙協議の上、合理的なルールを取り決めていくこととなります。
027	084	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 4)	猶予時間は甲が乙に対して通知した時点から利用可能であるとの報告を受けるまでとありますが、利用可能かどうかの確認までは含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
028	085	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 3)	業務評価基準の考えられる設定例(KPI)にヘルプデスクへの苦情等の件数が例示されていますが、同別紙P81のモニタリング方法の概要の留意事項には「苦情・要望に係る評価方法としては、苦情・意見の数を基準とはせず、適切に対応しているかという視点を重視するものとする」とあります。業務評価基準の設定例とモニタリングの考え方に相違があるように思われますが、どのように理解すればよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご質問にある例示は削除いたします。
029	086	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 4)	要求水準等未達事象が確認された場合でも業務パフォーマンス評価の評価結果によっては、減額されないのでしょうか。A・B・Cの業務評価、要求水準等未達事象に対するPP付与及びサービス対価の減額に関して、その流れと関係についてご教示願います。	前段については基本的にはご理解のとおりです。P86「4) 業務評価方法」に示す、「x」に該当する事象が発生した場合にはPPを付与するとともに、減額にもなります。
030	086	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 4)	業務評価方法の判断基準A～Cは、重み付けがなされた各モニタリング項目について、業務評価基準(Yes/No, KPI)をもとに、A～Cをつけると理解すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおり、業務評価基準(Yes/No, KPI)により業務パフォーマンスの状況を確認した上で、業務評価方法に示す是正に向けた取り組み等を踏まえてA～Cをつけることとなります。
031	086	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 5)	イメージ図について、業務評価のPP付与検討が業務評価基準から流れていますが、この間に業務評価(A～C)があるとの認識でよろしいでしょうか。	PP付与の検討が、業務評価に該当するとお考えください。
032	087	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 1)	レベル1に該当する事象が1回発生した場合、次に同一事象が発生して是正勧告が発動されるまでその発生のカウントは有効とされるのでしょうか。	特定期限を設ける予定はございませんが、発生事象・頻度等を鑑み、合理的な範囲で甲が判断します。 なお、事業契約書(案)別紙11「第2-2-(1)-イ-(イ)-4) 業務評価方法(P86)」に示すとおり、本事業では業務パフォーマンスの低下が継続している又はPDCAサイクルが確立されておらず、発生・是正が繰り返されている場合(C評価に該当する事態)にPPを付与することとしている点も十分ご理解頂きたいと考えております。
033	087	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 1)	レベル1に該当する同一事象が2回発生し、業務是正勧告が発動された場合、さらに1回発生することによる是正勧告が発動されるのでしょうか。	一旦、当該事象に関する業務是正がなされた後に、再度発生した場合には、ご理解のとおりです。 なお、業務是正がなされないままに、さらに1回発生する事態とは、業務是正命令の対象となります。(関連質問 032参照)
034	087	11			第2	2	(1)	イ	(イ) - 3)	業務是正命令発動に関し、過去3事業年度以内に累積して2回の業務是正勧告がされた場合とありますが、業務是正勧告回数の清算の考え方をご教示ください。	業務是正勧告がA事業年度に行われた場合、当該是正勧告に係る回数は、A+4事業年度になった時点で、精算(累積回数計上対象外)となります。
035	088	11			第2	2	(1)	イ	(イ)	「施設環境の確認」「業務評価」のPPとも、予め甲及び乙が協議の上で設定と前述されていますので、入札提案前に各PPが具体的に示されることはない、との理解でよろしいですか。	(質問 023及び 024参照)
036	088	11			第2	2	(1)	イ	(イ)	サービス対価の減額を伴う「ペナルティポイント」制度だけではなく、事業者のインセンティブが働く「ボーナスポイント」制度の導入を検討頂けませんでしょうか。	現在まで検討した結果、導入を見送っておりますが、PPを相殺するインセンティブの仕組み等の導入について検討することについて、事業契約締結にあたって甲乙で協議する余地はございません。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
037	088	11			第2	2	(1)	イ	(キ) - 1) - ア)	「施設環境基準」については要求水準未達事象に付与されるPPを一定上回るようなレベルで設定するとありますが、今後重要度区分と併せてレベル区分も具体的な数値にて設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (質問 023及び 024参照)
038	089	11			第2	2	(1)	ウ		モニタリング結果の通知については、月報等の受領後10日以内に通知されることになっていきます。仮に、是正勧告が行われた場合、事業者は是正勧告後に改善活動を行うことになり、その当月内に改善活動前後の状態が生じることになります。改善結果の確認の時期とモニタリング結果への反映方法について、ご教示ください。	PP付与や是正勧告の有無等を含め、モニタリング結果の通知は、日常モニタリング及び定期モニタリングの結果を踏まえ、ご指摘のとおり、月報等の受領後10日以内に行います。また、業務是正結果の確認は、甲が乙から受領する業務是正計画書にしたがって、行われます。その上で、まず業務是正勧告・命令が発動された場合にはPPが付与される点にはご留意ください。前述のとおり、毎月のモニタリング結果の通知が月報等の受領後10日以内に行うこととなりますので、「業務是正勧告や業務是正命令等の是正に向けた取組み状況」や「業務是正勧告、業務是正命令に伴う、業務是正計画書の提出状況」の評価・事実確認等については、翌月(評価対象期間が翌評価対象期間になる場合も同様)の評価の中で処理されることとなります。 なお、緊急を要し、かつ是正勧告を伴うような重大な事象が日常モニタリングにおいて確認された場合は、前述の手順に関わらず、速やかな是正勧告の発動等、柔軟な対応が必要とも考えます。
039	089	11			第2	2	(1)	エ	1)	「PPの累積が前述[5]ポイントに全業務数を乗じた値の[50]%以上の場合」と記載されていますが、この記述の意図している意味をご教示下さい?	まず、業務ごとの評価対象期間におけるPPの累計が「5」ポイント未満であれば減額の対象外とする猶予措置を設けている点はご理解ください。その上で、個々の業務において、PPの累計が[5]ポイント未満であるものの、複数の業務で押並べてPPが付与されている状態であった場合、重大な事態と捉えており、結果としてこのようなルールを採用している点はご理解ください。なお、具体的なポイント数や%については市が合理的と判断する限りにおいて、変更の余地がございます。
040	089	11			第2	2	(1)	エ	1)	評価対象期間におけるPPのうち、減額対象外となった5ポイント未満のPPは、次期へは繰り越さないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
041	089	11			第2	2	(1)	エ	1)	例えば評価対象期間の第1月目において、減額対象となるPPが付与され、第2月目以降で当該業務項目において大幅に業務改善が行われ、業務評価がA評価となり、また業務品質も向上した場合、PPを相殺するようなインセンティブ付与のご検討は可能でしょうか。	(質問 036参照)
042	090	11			第2	2	(1)	エ	2)	減額率 = $M2 / M1 \times [100] (\%)$ という式について、[]内の数字は業務ごとに設定値を変更する係数とのことですが、この係数を設ける意味と、どのような根拠で設定値を変更される考えなのか、より詳しくご教示下さい。	前段の「係数を設ける意味」としては、単に「M2/M1」のみで減額率を算出するのであれば、[100]%の係数部分は不要となりますが、減額の額のレベルや上昇率等に関し、合理的な範囲で調整できるよう、係数を設けております。後段については、減額率を算出するために業務ごとのモニタリング項目数や最大付与されるPPの合計が異なることが多分に起こりえると考えますので、このような要素を踏まえて、協議の上、合理的な範囲で変更できる余地を残しております。
043	090	11			第2	2	(1)	エ	2)	M1の算定根拠である付与される最大のPPの合計とは、モニタリング項目数×5+10ポイントとの認識でよろしいでしょうか。	ここでいう「評価対象期間」とは、3ヶ月間となる一方、PPの計上は毎月実施します。従って、M1は、「月あたりで付与される最大のPPの合計」の3倍となる点、ご確認ください。 また、事業契約書(案)別紙11_第2.2(1)イ(ウ)2)(P.85)に示す「なお、ここでのレベル分けは(中略)発生したものとみなす。」の規定に関わらず、同別紙11_第2.2(1)イ(キ)1)イ)(P.88)の表に示すPPに基づき、M1は算出されます。 なお、事業契約書(案)別紙11_第2.2(1)エ2)(P.90)に示す(減額率の算出式 ~ 清掃業務の場合 ~)における記載のとおり、M1には、業務是正勧告等により付与されるPPは含まれませんので、ご確認ください。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
044	090	11			第2	2	(1)	I	2)	個別業務のマネジメント業務に対するモニタリング項目は、個別業務における要求水準等未達事象の発生の有無等のモニタリング結果によって評価されるのでしょうか。その場合、個別業務のマネジメント業務と当該個別業務でダブルカウントでの減額となるのでしょうか。	まず、本事業では、事業契約書(案)別紙11「第2-2-(1)-イ-(ウ)-4) 業務評価方法(P86)」に示すとおり、本事業では業務パフォーマンスの低下が継続している又はPDCAサイクルが確立されておらず、発生・是正が繰り返されている場合(C評価に該当する事態)にPPが付与することとしている点には十分ご理解頂きたいと考えております。 その上で、ご指摘のとおり、個別業務のマネジメント業務に対するモニタリング項目の内容が、個別業務における要求水準等未達事象の発生の有無に関連することは想定しております。しかし、明らかにマネジメント業務の責に帰すことが不合理と考えられる内容は削除するよう留意すべきと考えております。
045	091	11			第2	2	(2)	I		次頁に記載されている通り、サービス対価減額の対象外であっても、PP制が採用される場合の趣旨は、改善等を促す目安という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
046	092	11			第2	2	(2)	I		利便施設運営業務については、独立採算業務であるため、サービス対価の減額に関する検討の対象外とありますが、当該業務に対する統括マネジメントに関しても同様に対象外との理解でよろしいでしょうか。	利便施設運営業務そのものは独立採算であるため、サービス対価の減額の対象外としますが、利便施設運営業務に対するマネジメント業務についてはサービス対価の支払い対象となりますので、サービス対価の減額に関する検討の対象に含まれます。
047	092	11			第2	2	(3)			5行目の月報等とは、月報および四半期報告書との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
048	094	12				1			表-1	一般備品の簡易修繕に係るサービス対価は、B3、B4どちらのサービス対価区分に分類されるのかご教示ください。	一般備品の簡易修繕に係る材料費は市が負担することとしております。したがって、当該業務に要する費用は労務費のみが該当しますが、当該費用はサービス対価B3に計上してください。
049	095	12				2	(1)	1)		サービス対価A1は、「サービス対価の構成」に記載してある項目ごとに支払われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
050	095	12				2	(1)	1)		サービス対価の支払の考え方ですが、サービス対価区分A1のうち、期工事のうち、新管理棟が平成25年3月末までに整備され、引渡しが履行されたとすれば、事業年度末(平成24年度)にサービス対価をお支払いいただけるとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
051	095	12				2	(1)	1)		「事業年度末に、全額一括で乙に対して支払う」とされておりますが、前払保証事業会社の保証を付保することを前提に、各年度当初に前金払を行って頂くよう検討をお願い致します。	ご質問の対応はできません。
052	095	12				2	(1)	1)		サービス対価A1に関しては、該当する業務が完了した日が属する事業年度末に全額一括して支払うとありますが、前払保証事業会社の保証を付保することを前提に、施設整備期間開始時にその一部を市からSPCに対して前金払として支払うことは可能でしょうか。	ご質問の対応はできません。
053	095	12				2	(1)	1)		サービス対価A1の支払方法について、該当する業務が完了した日が属する次号年度末に全額一括払いとのことですが、参考資料9の工程表を例にすると解体業務は6月に完了しても翌年3月まで支払いがなされないこととなります。建中金利の抑制のため、引渡しと同時にしくは9月末にも支払い日を設けて頂くことはできませんでしょうか。	ご質問の対応はできません。
054	095	12				2	(1)	1)		サービス対価A1のうち「その他費用相当額」は、施設整備期間中経常的に発生する費用も含まれますが、事業年度ごとにその年度に発生した費用が各事業年度末に支払われるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
055	095	12				2	(1)	1)		対象施設の引渡し日や業務完了日が3月末の場合、当該施設(業務)のサービス対価の支払日はいつになりますでしょうか。	施設の引渡日の属する事業年度末に支払うこととしております。
056	095	12				2	(2)	1)		サービス対価B1のうち、施設整備に関する個別マネジメントについての対価は、減額措置の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、当然に、要求水準並びに提案内容を満足する業務の履行を求めます。
057	095	12				2	(2)	1)	表2-1	B1の対価の支払いは、毎月であり、四半期に1度モニタリングの結果が反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
058	096	12				2	(2)	1)	表2-1 「サービス対価B1留意点」	サービス対価の支払予定額は、支払期間にわたり定額とするとあります。また維持管理期間中の病院本体の単年度収支という視点では平準化が求められているように思料しますが、期工事のうち医局、中央更衣室、当直室等に係る建物の引渡し時期、期工事の建物引渡し時期、期工事の建物引渡し時期の前後において、要員体制等が異なることにより、支払予定額が異なる設定とすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
059	096	12				2	(2)	2)	表2-2	B2の対価の支払いは、毎月であり、四半期に1度モニタリングの結果が反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
060	097	12				2	(2)	2)	表2-2 「サービス対価B2留意点」	エネルギーマネジメント業務は、期工事建物引渡し翌日から業務が開始しますが、サービス対価B1及びB3とは異なり、期工事建物のうち医局、中央更衣室、当直室等に係る建物の引渡し時期、期工事の建物引渡し時期、期工事の建物引渡し時期の前後においても支払予定額は定額とするととの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価B1及びB3と同様の規定に修正します。
061	097	12				2	(2)	3)	表2-3	B3の対価の支払いは、毎月であり、四半期に1度モニタリングの結果が反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
062	097	12				2	(2)	3)	表2-3 「サービス対価B3留意点」	サービス対価の支払予定額は、支払期間にわたり定額とするとあります。また維持管理期間中の病院本体の単年度収支という視点では平準化が求められているように思料しますが、期工事のうち医局、中央更衣室、当直室等に係る建物の引渡し時期、期工事の建物引渡し時期、期工事の建物引渡し時期の前後において、要員体制等が異なることにより、支払予定額が異なる設定とすることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
063	098	12				2	(2)	4)	表2-4	B4の対価の支払いは、毎月であり、四半期に1度モニタリングの結果が反映されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段の修繕費相当額の支払頻度は毎月ごとに、実施項目に対する実績払いとなります。後段のモニタリング結果の支払額への反映方法としては、事業契約書(案)別紙11「留意事項(P91)」に示すとおり、モニタリングの対象としますが、業務評価に基づくサービス対価の減額等は行わない旨規定しておりますので、ご確認ください。
064	098	12				2	(2)	4)	表2-4	B4の対価の支払いは、定額でなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
065	098	12				2	(2)	4)	表2-4	サービス対価B4は、年度修繕計画に基づき、修繕業務完了の都度、支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 063参照)
066	098	12				2	(2)	4)	表2-4	「年度修繕計画書」を前年度9月末までに甲へ提出し、～とありますが、前年度の半年前の業務計画書提出となると、施設の稼働状況に合わせた効果的な修繕が実施ができなくなるものと思慮いたします。そのため、提出時期は、前年度2月末等に変更いただけないでしょうか。	ご質問の趣旨は充分理解できますが、市の予算確保を踏まえて「前年度9月末まで」という時期を設定しておりますので、原案のとおりします。
067	098	12				2	(2)	4)	表2-4	未実施の修繕業務項目に対応するサービス対価B4は、次年度以降に繰り越されるとの理解でよろしいでしょうか。	次年度以降の「年度修繕計画書」に当該未実施の修繕業務項目その実施が記載され、かつ市の承諾を得た場合には、市は、未実施の修繕業務項目に対応する対価が、サービス対価B4として支払う用意を行います。
068	098	12				2	(2)	4)	表2-4	「甲は、当該年度のサービス対価B4について、未実施の業務項目に対応する減額措置を講じることができる。」とありますが、当該未実施項目を翌年度に実施した場合には、翌年度のサービス対価B4は、当該実施金額分増額されるとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 067参照)
069	099	12				3	(1)		7	「主要な工事材料」とありますが、具体的などのような工事材料が含まれるのでしょうか？	後日公表します。
070	099	12				3	(1)		7	「日本国内における価格に著しい変動」とありますが、ここでいう「著しい」とはどの程度を示すのでしょうか？例えば、国土交通省の単品スライド条項適用時の資料では、「対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する」とあります。	後日公表します。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
071	099	12				3	(1)		イ	「施設整備業務費相当額が著しく不適当」とありますが、ここでいう「著しい」とはどの程度を示すのでしょうか？例えば、国土交通省の単品スライド条項適用時の資料では、「対象工事費の1%を超える額を発注者が負担する」とあります。	後日公表します。
072	099	12				3	(3)			協議が整わない場合には甲が一方的に決定権を有すると読み取れますので、あくまでも協議による解決をお願い致します。	ご懸念も踏まえた上で、甲乙協議の上、合理的な範囲で甲が決定します。
073	099	12				4				当該ページに記載される物価変動に伴うサービス対価の改定と、101Pの6.に記載される実勢価格の変動によるサービス対価の改定の関係が良く判りません。ご教示ください。	前段の「物価変動等に伴うサービス対価の改定」は、変動幅に応じて毎事業年度見直しができる仕組みとなります。 後段の「市場実勢価格等の変動によるサービス対価の改定」は、「類似の内容の業務における委託費の市場実勢価格の推移」、「本病院における診療科目の変更」及び「患者及び疾病動向の大幅な変更」等、諸般の事情を勘案し、定期的にサービス対価の支払額に関する定期的な見直し協議を行うことができる仕組みとなります。
074	101	12				5				項目名が「甲場実勢価格等の…」とありますが、「市場実勢価格等の…」を誤ったものと理解してよろしいでしょうか。なお、(1)二行目にも同様の表現があります。	ご指摘のとおり誤記です。「甲場」を「市場」に修正いたします。
075	101	12				5				「甲場実勢価格」とは具体的に何を指すのかご教示下さい。	(質問 074参照)
076	101	12				5	(1)			4行目ないし5行目に、協議を行なう年度が記載されていますが、それぞれの年度の中で何月頃に協議を行うことになるのでしょうか。	翌事業年度のサービス対価の支払額に反映することもあることを踏まえると、基本的には市が予算計上する9月末までには協議が確定している必要があると考えております。したがって、協議期間としては2～3ヶ月程度は必要と考えた場合、現時点では協議開始時期は6月もしくは7月となるものと考えております。
077	101	12				5	(1)			協議を行なう年度は、業務開始初年度、4年目、9年目、14年目と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
078	101	12				5	(1)			当初想定できないような大幅な事情変更が生じたときに改定協議が行なわれるということでしょうか。それとも僅少な変化しかなくても改定協議が行なわれるということでしょうか。	直近のサービス対価の支払額と、市場実勢価格等の変動状況等との検証・協議を定期的(各業務開始日が属する年度、各業務開始日が属する年度から3事業年度後、以降5事業年度に1度)に実施する仕組みとご理解ください。 ご質問の大幅か僅少かは結果論であって、協議することの判断基準とはなりません。
079	101	12				5	(1)			諸般の事情を勘案することは、要求水準の変更が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	当該規定はあくまで「市場実勢価格等の変動によるサービス対価の改定」に関して規定したものです。見直し協議の中でご質問にある「要求水準の変更」を行うことが妥当であると判断するケースも起こりうると考えております。
080	101	12				5	(2)			「協議が整わない場合、甲が改定の可否及び改定額と改定時期を決定して乙に通知し、乙はこれに従う」となっていますが、甲の決定に従うと、経営上支障をきたすと乙が判断した場合に、その意見を反映させる方途はあるでしょうか。	「協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する(後略)」と記載しているとおり、甲は、ご質問にあるような事態等を考慮した上での決定を行うこととなります。
081	101	12				5	(2)			協議が整わずに甲が決定した改定額と改定時期に従えば、乙において損失を蒙り続けることがあるかもしれません。そういう事態が想定される場合には、当該業務についてPF事業の業務範囲から除外するように変更するとともに、期間途中の業務撤退に伴う乙の損失を甲が補償する、といった歯止めの措置は考えられているでしょうか。	(質問 080参照)
082	101	12				5	(2)			協議が整わない場合には甲が一方的に決定権を有すると読み取れますので、あくまでも協議による解決をお願い致します。	(質問 072参照)

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙番号	条	項	番号第	番号	番号()	番号	その他		
083	101	12				6				医療保険制度の改正は、別紙15の法令の変更等による増加費用の負担割合に該当しないのでしょうか。またその場合、該当しない理由をご教示ください。	医療保険制度の改正も法令変更に該当しますが、他の法令等と比べ、病院事業に直接的に影響がある改正ですので、甲乙ともに協議の申入れを可能としております。なお、本事業の事業範囲を鑑みると、現時点では診療報酬改定や支払方法の変更(DPCからDRGへの変更など)など、医療保険制度の改正でサービス対価の改定を行う可能性はそれ程ございませんが、事業期間を通じて全く起こりえないとも言い切れないことから本規定を設けております。なお、医療保険制度の改定により、病院収益が仮に減少し、病院の収支に影響が生じたことを以って、甲が本規定の協議を申し入れるという趣旨ではなく、そのような場合には、基本的には要求水準及び業務範囲の変更等の協議を行うこととなります。したがって、あくまで医療保険制度の改正により、サービス対価に影響が生じた場合にのみの規定とご理解ください。
084	101	12				6	(1)			「医療保険制度の改正によるサービス対価の改定を行なうことが合理的と判断する。理由について、代表的なケースを例示いただけませんか。」	(質問 083参照)
085	101	12				6	(1)			医療保険制度の改正により病院収支が厳しくなるといった事態は、「医療保険制度の改正によるサービス対価の改定を行なうことが合理的と判断する」理由に当るでしょうか。	(質問 083参照)
086	101	12				6	(1)			病院収入の減少に対応してサービス対価の減額改定協議を行なう場合には、業務範囲の縮小や業務仕様の削減等、サービス原価の低減につながる方策をセットで協議するという理解でよろしいでしょうか。	(質問 083参照)
087	101	12				6	(3)			業務範囲の縮小や業務仕様の削減等、サービス原価の低減につながる方策が見出せない中で、甲が一方的にサービス対価の減額改定を決定することはないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (質問 083参照)
088	101	12				6	(3)			「協議が整わない場合、甲が改定の可否及び改定額と改定期期を決定して乙に通知し、乙はこれに従う」となっていますが、甲の決定に従うと、経営上支障をきたすと乙が判断した場合に、その意見を反映させる方策はあるでしょうか。	「協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する(後略)」と記載しているとおり、甲は、ご質問にあるような事態等を考慮した上での決定を行うこととなります。
089	101	12				6	(3)			協議が整わずに甲が決定した改定額と改定期期に従えば、乙において損失を蒙り続けることがあるかもしれませんが、そういう事態が想定される場合には、当該業務についてPFI事業の業務範囲から除外するように変更するとともに、期間途中の業務撤退に伴う乙の損失を甲が補償する、といった歯止めの措置は考えられているでしょうか。	(質問 088参照)
090	101	12				6	(3)			協議が整わない場合には甲が一方的に決定権を有すると読み取れますので、あくまでも協議による解決をお願い致します。	ご懸念も踏まえた上で、甲乙協議の上、合理的な範囲で甲が決定します。 (関連質問 083、087及び 088参照)
091	102	12				7	(3)			「協議が整わない場合、甲が改定の可否及び改定額と改定期期を決定して乙に通知し、乙はこれに従う」となっていますが、甲の決定に従うと、経営上支障をきたすと乙が判断した場合に、その意見を反映させる方策はあるでしょうか。	「協議が整わない場合、甲は、改定の可否及び改定を認める場合には合理的と判断する(後略)」と記載しているとおり、甲は、ご質問にあるような事態等を考慮した上での決定を行うこととなります。
092	102	12				7	(3)			協議が整わない場合には甲が一方的に決定権を有すると読み取れますので、あくまでも協議による解決をお願い致します。	ご懸念も踏まえた上で、甲乙協議の上、合理的な範囲で甲が決定します。 (関連質問 091参照)
093	107	14				9				本項記載の理由により本契約の一部が解除された場合は、市が当該業務を実施し、事業者には違約金等のペナルティは発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	(質問 094参照)
094	107	14				9				本件病院の事業規模の変更、とありますが、これは別紙12の101P、5.実勢価格等の変動～に記載される診療科目の変更とどのような関係になっているのでしょうか。仮に同様の状況を含むのであれば、107Pの9の場合、乙は甲と協議した結果としてのサービス対価に不服であれば本契約の一部解約が可能とあります。そうであれば、101Pの5.実勢価格の変動によるサービス対価の改定においても同様に契約の一部解約が可能なのでしょうか。	ご指摘を踏まえ、第9項は削除いたします。

No	該当ページ及び項目									質問	回答
	ページ	別紙 番号	条	項	番号 第	番号	番号()	番号	その他		
095	108	15								「特に...直接的に規定することを目的とした法令で乙の費用に影響があるもの」とございますが、市が制定する条例等のことを指すのでしょうか。	本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を指し、市が制定する条例等に限られません。
096	108	15				2				「1以外の法令変更等」とございますが、事業者の予測・コントロールが不可能であるため、個別の事象により協議の余地があると理解して宜しいでしょうか。	法令変更による増加費用の負担割合は基本的に別紙15に記載の考え方によります。
097	109	16				2	(2)			不可抗力による損害が事業年度ごとに累計し、100分の1に至る金額までは乙が負担とありますが、事業者が付保した保険金が支払われた場合、本相当額については、累計に加算されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、保険金が支払われた場合、当該保険金相当額についても、事業年度ごとの累計額に含まれます。
098	109	16				2	(2)			従来方式の発注の場合、維持管理運営企業が不可抗力リスクを負うことはなく本事業のVFMの低下要因ともなると存じますが、本事業において維持管理・運営期間の不可抗力について事業者が1%に至るまで負担させる理由をご教示下さい。	維持管理・運営期間中の不可抗力による損害を最小限にとどめる経済的動機付けを持っていたため、施設維持管理業務費等相当額の1%まで負担いただくこととしています。